# 株主の皆様へ

東京都品川区南大井六丁目25番3号日本通信株式会社 代表取締役社長三田聖二

# 第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表明の上、平成24年6月18日(月曜日)午後6時までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成24年6月19日(火曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都港区麻布台二丁目1番2号

東京アメリカンクラブ

ルーム名: Manhattan 3 (マンハッタン3)

- \* 会場が昨年までと異なりますので、ご注意ください。 末尾に会場ご案内略図を掲載しております。
- 3.目的事項報告事項
- 1. 第16期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第16期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)計算書類報告の件

# 決議事項

議 案 取締役3名選任の件

以上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、ご同伴の方については、株主ではない場合はご入場いただけませんので、ご注意ください。
- ◎当社では、定款第13条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。その場合、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- ◎本招集ご通知の添付書類である事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイト(http://www.j-com.co.jp)において、その旨掲載することで、皆様へのご通知に替えさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

# <決議通知について>

当社では、定時株主総会の決議通知について、当社ウェブサイト (http://www.j-com.co.jp) に掲載する方法によりお知らせいたしますので、あらかじめご了承くださいますよう、お願い申し上げます(本定時株主総会当日の午後5時以降に掲載する予定です)。

# 添付書類

# 事業報告

(平成23年4月1日から) 平成24年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況

## (1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループ(当社、連結子会社5社及び関連会社1社を指し、以下同様とする)は、2010年4月から、他社に先駆けてSIMのみを提供する製品(以下、「SIM」という)を商品化し、SIM市場を創造、牽引しています。当連結会計年度には、スマートフォンに代表される次世代インターネット機器が急速に普及するなか、新たな事業機会を捉えようとする企業が、当社グループのパートナーとしてSIM市場に参入しました。2011年6月にはイオンリテール株式会社(以下、「イオン」という)が自社店舗でSIMの販売を開始し、2012年2月及び3月には、株式会社ヨドバシカメラ(以下、「ヨドバシカメラ」という)、並びに東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社(以下、「NTT東西」という)がこれに続きました。また、2012年2月から、丸紅株式会社(以下、「丸紅」という)との合弁事業として、丸紅無線通信株式会社による法人市場及びM2M市場への営業展開に取り組んでいます。

当連結会計年度は、当社グループにとって、このような強力なパートナー 企業との提携により、自ら生み出したSIM市場のリーダーとして、成長戦略を歩み始める1年となりました。

その結果、当連結会計年度は、997百万円の当期純利益(前連結会計年度は 359百万円の損失)を計上し、通期黒字化を達成しました。株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下、「ドコモ」という)との相互接続を実現した2009 年3月から3年目で黒字化を実現したことになります。

当連結会計年度の主要経営成績

	2012年3月期	売上比	2011年3月期	増減額	増減率
	(百万円)	(%)	(百万円)	(百万円)	(%)
売上高	3, 724	100.0	3, 642	82	2. 3
(うち国内 S I M売上)	2, 900	77. 9	1, 986	914	46. 0
売上原価	2, 109	56. 7	2, 521	△411	△16. 3
販売費及び一般 管理費	1, 434	38. 5	1, 402	32	2. 3
営業利益	310	8.3	△74	385	_
経常利益	271	7. 3	△273	545	
当期純利益	997	26. 8	△359	1, 357	_
資金(現金及び預 金,有価証券)	2, 215	_	1, 516	699	46. 1
純資産	2, 475	_	1, 354	1, 120	82. 7

黒字化の原動力は、国内SIM事業売上の伸長で、前年比46.0%増の2,900 百万円を計上しています。ただし、PHS事業等の戦略的縮小事業の影響により、全体の売上高は2.3%の成長にとどまっています。

一方、売上原価は、収益性の高いSIM事業が成長したことから、前年比16.3%の減少となりました。販売費及び一般管理費は前年比2.3%の微増にとどまり、これらの結果、営業利益は、前連結会計年度の営業損失74百万円から385百万円改善し、310百万円の計上となりました。また、経常利益は、前連結会計年度の経常損失273百万円から545百万円改善し、271百万円の計上となりました。

また、丸紅との合弁会社の設立にあたり、当社の法人直販データ通信サービス事業を会社分割し、新設会社の株式の60%を丸紅に売却したことにより、子会社株式の売却益446百万円を特別利益として計上しています。

当社グループは、5期連続で当期純損失を計上していたため、税務上の繰越欠損金を有していますが、当連結会計年度は黒字転換し、今後も継続的に

利益計上することが見込まれます。そのため、当連結会計年度において、315 百万円の繰延税金資産を計上しました。

これらの結果、当期純利益は、前連結会計年度の当期純損失359百万円から 1,357百万円改善し、997百万円の計上となりました。

当連結会計年度末の資金(現金及び預金、有価証券)残高は、2,215百万円となり、前連結会計年度末から699百万円の増加となっています。また、純資産は、前年比82.7%増の2,475百万円となり、財務基盤は強化されています。

## ② 設備投資の状況

ネットワーク機器の更新や増強、データ通信用ソフトウェアの開発など に130百万円を支出しました。

## ③ 資金調達の状況

- イ. 今後の端末仕入等の運転資金ニーズへの対応として、金融機関から600 百万円を調達しました。
- ロ. ストックオプションとしての新株予約権の行使に伴い、61百万円の資金が増加しました。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、平成24年2月1日に、法人直販データ通信サービス事業を新たに設立したJCIエンタープライズネットワーク株式会社(現 丸紅無線通信株式会社、以下、「新設会社」という)に承継させる新設分割を行いました。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承 継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

平成23年4月1日に、米国子会社3社 (Communications Security and Compliance Technologies Inc.、Computer and Communication Technologies Inc.及びArxceo Corporation) に対する貸付金を株式に転換したことにより、当該3社の株式を取得しました。そして、同年8月25日に、Arxceo Corporationに対する出資により、さらに同社の株式を取得しました。

また、平成24年2月1日に、④に記載した会社分割により新設会社の全株式を取得し、同日、その株式の60%を丸紅に譲渡しました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

	区	分	自至	第13期 平成20年4月 平成21年3月	自至	第14期 平成21年4月 平成22年3月	自至	第15期 平成22年4月 平成23年3月	自至	第16期 平成23年4月 平成24年3月
売	上	高(百万円)		3, 675		2, 565		3, 642		3, 724
経常	利益(△扌	損失)(百万円)		△1, 191		△1, 190		△273		271
当期約	純利益(△純	損失)(百万円)		△1, 192		△1, 242		△359		997
1株計	当たり当期# (△純損失)			△5, 134. 79		△977. 34		△268. 94		744. 00
総	資	産(百万円)		2, 442		3, 196		3, 725		4,680
純	資	産(百万円)		305		1, 493		1, 354		2, 475

<sup>(</sup>注) 平成21年7月1日付けで、1株を5株に分割する株式分割を行っています。

# (3) 子会社及び関連会社の状況

# ① 子会社の状況

会	社	名	資	本	金	議決権 比 率	主 な 事 業 内 容
丹後通信	言株式会社	(注)		25	(百万円)	100.0%	地域MVNOとして、地域に密 着した通信サービスの提供
Communi	cations						
Securit	y and		26	9 71	(US \$ )	100.0%	米国でのMVNO事業
Complia	nce		30	3. /1	(05 \$ )	100.076	木国でのMVNO事業
Technol	ogies Inc						
Compute	r and						
Communi	cation		51	3. 70	(US \$)	100.0%	MVNO及びMVNEとして必 要な技術の研究及び開発
Technol	ogies Inc	•					
Arxceo	Corporati	on	32	3. 33	(US \$)	100.0%	ネットワーク不正アクセス防御 技術の開発及び同製品の販売
アレクヤ	マオ・ ジャ	ァパン株		50	(百万円)	100.0%	ネットワーク・セキュリティに 関するソリューションの開発及
式会社				90	(日月円)	100.076	び販売

<sup>(</sup>注) 平成24年5月15日に開催した同社臨時株主総会で解散を決議し、現在清算手続中です。

#### ② 関連会社の状況

会	社	名	資	本	金	議決権 比 率	主な事業内容
丸紅無線	通信株式会	会社		15 (	(百万円)	40.0%	携帯電話網を利用した無線デー タ通信サービスのMVN〇事業

(注) 平成24年2月1日に当該子会社の発行済株式総数の60%を丸紅株式会社に譲渡したため、 当社子会社ではなくなりました。ただし、同社は当社の関連会社として、当連結会計年 度より持分法の適用対象となります。

## (4) 対処すべき課題

当社グループが生み出したSIM市場には、スマートフォンに代表される次世代インターネット機器の急成長を背景に、有力企業が参入を目指しています。しかし、モバイル通信サービスの市場は、現実的には参入障壁が極めて高く、当社グループをパートナーとする参入戦略を描く企業が多数存在します。現在までに、イオン、ヨドバシカメラ、丸紅及びNTT東西が、当社グループとの提携によりSIM市場に参入しています。

このような事業環境のもと、当社グループの最大の課題は、パートナー企業の要望に対し、迅速かつ的確な対応ができるか否かにかかっています。

当社グループは、クルーシステム(制度)と呼ぶマネジメント手法を生み 出し、実践しています。当社グループは、クルーシステムにより、常に、そ の時点において最適な人材配置を全社的に実現しており、柔軟性、機動性及 び拡張性が極めて高いマネジメントが可能となっています。

また、クルーシステムでは、個々の社員が日常的に様々な業務を経験することができるため、総合的な人材育成機能も果たしています。当社グループのように、新たな市場を自ら生み出すことを経営戦略としている企業では、セルフスタート型人材の早期育成が急務であり、この点が、当社グループの課題となっています。

当社グループは、グローバルな通信事業者として、ネットワーク基盤の更なる拡張及び強化、差別化した技術プラットフォームの構築及び提供、グローバル展開の強化など、様々な課題の存在を認識しています。しかし、当社グループには、これらの課題に対処するための明確な方針があり、これを実現できるかどうかは、ひとえにヒューマンリソースの確保及び育成にかかっています。

## (5) 主要な事業内容(平成24年3月31日現在)

当社グループは、携帯電話/PHS事業者のモバイル通信ネットワーク(注

1) 及び公衆無線LANサービス事業者の公衆無線LANスポット(注2) を利用し、当社グループ独自のモバイル通信サービスを提供する事業を営んでいます。

当社グループのサービスの種類及び内容は以下のとおりです。

## ①日本事業

サービスの種類	主なサービスの概要
データ通信サービス	携帯電話/PHS事業者のモバイル通信ネットワークとの接続によ
	り、様々な顧客層及びパートナー企業に対して、モバイルデータ
	通信を提供するサービス
	(i) 個人向けサービス (商標:bモバイル等)
	主に一般消費者や中小法人顧客向けに、SIMカードやデータ
	通信端末の形状で、モバイル通信ネットワークを提供するサー
	ビス
	(平成13年12月サービス開始)
	(ii) 法人向けサービス (商標:インフィニティケア) (注3)
	主に法人顧客向けに、顧客ごとに異なる課題や要望に応えたデー
	タ通信を設計、開発、構築し、サポートや運用を含めて提供する
	モバイルデータ通信サービス
	(平成13年10月サービス開始)
	(iii) 機器向けサービス (商標:通信電池)
	主に機器メーカー向けに、部品として提供する通信サービス。
	従来、商品とは別に通信事業者との契約が必要であった通信サー
	ビスを、部品として、あたかも乾電池のように商品に内蔵するこ
	とで、通信機能を有した商品として簡便に利用できるようにする
	サービス
	(平成14年12月サービス開始)
	(iv) MVNEサービス
	自社顧客向けにモバイル通信サービスを提供・販売する企業(M
	VNO(注4)を含む)向けに、モバイル通信ネットワーク、技
	術、ノウハウ等を提供するサービス
	(平成20年10月サービス開始)
テレコム・サービス	携帯電話/PHS事業者各社から通信回線及び携帯電話/PHS端
	末を調達し、通話料金の公私区分請求や部門別集計等の付加価値
	を付けて法人向けに提供する携帯電話(PHS音声通信を含む。
	以下同じ)サービス
	(平成9年1月サービス開始)

(注) 1. モバイル通信ネットワークとは、携帯電話またはPHS等の移動体通信で使用される無線ネットワーク網をいいます。

- 2. 公衆無線LANスポットとは、国際標準規格IEEE802.11b等の無線LAN技術を使用 し、飲食店や駅、ホテルのロビー等の公共または公共に準ずる場所で提供されてい る無線ネットワークサービスをいいます。
- 3. 法人向けサービスのうち携帯電話ネットワークによるサービスについては、平成24 年2月1日、会社分割により新たに設立した丸紅無線通信株式会社に承継させました。
- 4. MVNO (Mobile Virtual Network Operator: 仮想移動体通信事業者) とは、移動 体通信事業者 (MNO: Mobile Network Operator) が保有する無線ネットワークを 利用し、独自のサービスを構築し、独自の販売ルートでサービスを提供する事業者 をいいます。

#### ② 米国事業

サービスの種類	主なサービスの概要
データ通信サービス	携帯電話事業者のモバイル通信ネットワークとの接続により、
	様々な顧客層及びパートナー企業に対して、モバイルデータ通信
	を提供するサービス
	(i)機器向けサービス
	(商標:Telecom Battery, ユビキタス専用線)
	主に法人顧客またはシステムインテグレーター等のパートナー向
	けに、部品として提供する通信サービス
	(平成19年11月サービス開始)
	特に、CSCT社が認定を受けたクレジットカード業界の情報セ
	キュリティ基準 (PCI DSS (Payment Card Industry Data
	Security Standard))(注)により、セキュリティに優れた無
	線専用線を提供するサービス

(注) PCI DSS (Payment Card Industry Data Security Standard) とは、クレジットカード業界における情報保護の国際基準で、JCB・American Express・Discover・MasterCard・VISAの世界大手カードブランド5社が共通して採用するグローバルセキュリティ基準です。

#### (6) **主要な事業所**(平成24年3月31日現在)

会 社 名	名 称	所 在 地						
日本通信株式会社	本社	東京都品川区						
丹後通信株式会社 (注)	本社	京都府宮津市						
Communications Security and Compliance Technologies Inc.	本社	米国ジョージア州アトランタ						
Computer and Communication Technologies Inc.	本社	米国コロラド州イングルウッド						
Arxceo Corporation	本社	米国ジョージア州アトランタ						
アレクセオ・ ジャパン株 式会社	本社	東京都品川区						
丸紅無線通信株式会社	本社	東京都港区						

(注) 平成24年5月15日、同社の解散に伴い、当該事業所を廃止しました。

## (7) 従業員の状況(平成24年3月31日現在)

## ① 当社及び連結子会社の従業員の状況

従	業	員	数	前	連	結	会	計	年	度	末	比	増	減
	86 (8)	名						6	(4)	名	ı			

<sup>(</sup>注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は年間の平均人員を() 内に外数で記載しています。

## ② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	68 (4	1)名		4(3)名	38.7歳	6.0年

<sup>(</sup>注)従業員数は就業人員であり、臨時従業員は年間の平均人員を() 内に外数で記載しています。

## (8) 主要な借入先の状況 (平成24年3月31日現在)

借	Ī	\		5	Ł	借	入	額
株式会	社 三 菱	東京	UF	J銀	行			200百万円
株式	会 社	横	浜	銀	行			160百万円

# (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成24年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

4,350,000株

② 発行済株式の総数

1,342,825株

③ 株主数

17,712名

④ 大株主(上位10名)

杉	朱					主						4	各	持	株	数	持株.	
工	ルテ	イゴ	サンタ	ダビ	·- •	ヴ	ィー	・・ビ	_	· エ	_	(注	2)	17	4, 74	5株	13.0	01%
シラ	ティグ	ルー	プ・タ	グロー	ーバル	/ • <del>-</del>	マー	ケッツ	<b>,</b> .	イン	ク	(注	3)	10	8, 96	5株	8. 1	1%
宇		津		木				卯			太		郎	3	2, 182	2株	2. 3	89%
城			野						親	Į.			徳	2	4, 750	)株	1.8	84%
Ξ		Ħ	3					聖			<u> </u>	(注	4)	1	3, 63	3株	1.0	01%
日	本マフ	くタ、	ート	ラス	ト信	託	銀行	株式	会	社	(信	託口	1)	1	2, 59	5株	0.9	93%
渡			辺						П	Ē			博	1	1, 54	5株	0.8	85%
大	阪		Œ	券	金		融	株		式	숙	<u> </u>	社		9, 61	3株	0.7	1%
有			光						恀	ź			子		8,000	)株	0. 5	59%
野	村(	i i	毛 銀	行	株	式	会	社	(	信	託	П	)		7, 44	7株	0. 5	55%

- (注) 1. 持株比率は自己株式 (150株) を控除して計算し、小数点以下第3位を切り捨てています。
  - 2. 当社代表取締役社長三田聖二が議決権の過半数を保有しています。
  - 3. 当社社外取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミットの保有によるものです。
  - 4. 当社代表取締役社長です。

## (2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している新株予約権の状況(平成24年3月31日現在)

発行決議の日	1	平成14年6	月27日	平成15年 6	5月27日	
新株予約権0	D数	91個		358個		
新株予約権0	り目的となる株式の	普通株式1,	, 365株	普通株式	1,790株	
種類と数		(新株予約権1個	当たり15株)	(新株予約権1個	当たり5株)	
新株予約権0	D発行価額	無償		無債	į	
新株予約権0	つ行使時の払込金額/株	5, 334	円	5, 334	i円	
が# マ が# A	N /-: / ++10 HB	平成14年8月	15目から	平成16年3月	15目から	
新株予約権の	27付使期間	平成24年8月	15日まで	平成26年3月	15日まで	
新株予約権0	つ行使の条件	(注1	)	(注2)		
		保有者数	0名	保有者数	1名	
	取締役(社外取締役	保有数	O個	保有数	165個	
	を除く)	目的である 株式の数	0株	目的である 株式の数	825株	
		保有者数	2名	保有者数	1名	
役員の	社外取締役	保有数	20個	保有数	10個	
保有状況		目的である 株式の数	300株	目的である 株式の数	50株	
		保有者数	0名	保有者数	1名	
	監査役	保有数	O個	保有数	10個	
		目的である 株式の数	0株	目的である 株式の数	50株	

- (注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成 14年6月12日取締役会決議及び平成14年6月27日第6回定時株主総会決議に基づき、 当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めると ころによります。
  - 2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成 15年6月6日取締役会決議及び平成15年6月27日第7回定時株主総会決議に基づき、 当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めると ころによります。

発行決議の	=	平成16年	6月29日	平成17年	三6月29日		
新株予約権の	の数	1, 90	02個	2,062個			
新株予約権の	の目的となる株式の	普通株式	9,510株	普通株式	10,310株		
種類と数		(新株予約権1	個当たり5株)	(新株予約権1	個当たり 5株)		
新株予約権の	の発行価額	無	貸	無償			
新株予約権の	の行使時の払込金額/株	5, 33	34円	35,600円			
如此又似此	o /= /+-440 BB	平成16年8	月15日から	平成17年8	3月18日から		
新株予約権の	の行使期間	平成26年8	月15日まで	平成27年8	3月18日まで		
新株予約権の	の行使の条件	(注	1)	(注2)			
		保有者数	2名	保有者数	2名		
	取締役(社外取締役	保有数	1,361個	保有数	1,252個		
	を除く)	目的である 株式の数	6,805株	目的である 株式の数	6,260株		
		保有者数	3名	保有者数	3名		
役員の	社外取締役	保有数	30個	保有数	30個		
保有状況		目的である 株式の数	150株	目的である 株式の数	150株		
		保有者数	1名	保有者数	1名		
	監査役	保有数	10個	保有数	10個		
		目的である 株式の数	50株	目的である 株式の数	50株		

- (注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成 16年6月8日取締役会決議及び平成16年6月29日第8回定時株主総会決議に基づき、 当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めると ころによります。
  - 2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成 17年5月25日取締役会決議及び平成17年6月29日第9回定時株主総会決議に基づき、 当社と新株予約権対象者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めると ころによります。

発行決議の日	1	平成19年	5月17日	平成20年5月16日			
新株予約権の	)数	1,800	6個	3, 2	60個		
新株予約権の 種類と数	り目的となる株式の	普通株式 (新株予約権1個	,		普通株式 16,300株 (新株予約権1個当たり5株)		
新株予約権の	 D払込金額	無危	賞	無	兵償		
新株予約権の れる財産の値	の行使に際して出資さ 価額/株	4, 642	2円	16, 540円			
新株予約権の	)行使期間	平成19年8月 平成29年8月		平成20年8月5日から 平成25年8月5日まで			
新株予約権0	つ行使の条件	(注	1)	(ž	主2)		
	取締役(社外取締役	保有者数 保有数	3名 1,270個	保有者数 保有数	3名 2,400個		
	を除く)	目的である 株式の数	6,350株	目的である 株式の数	12,000株		
		保有者数	3名	保有者数	3名		
役員の	社外取締役	保有数	30個	保有数	30個		
保有状況		目的である 株式の数	150株	目的である 株式の数	150株		
		保有者数	3名	保有者数	3名		
	監査役	保有数	30個	保有数	30個		
		目的である 株式の数	150株	目的である 株式の数	150株		

- (注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成 19年5月17日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当 社ストックオプション契約に定めるところによります。
  - 2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成 20年5月16日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当 社ストックオプション契約に定めるところによります。

発行決議の日		平成21年5月	14日及び	平成22年5月13日		
光11次歳の「		平成21年5月	25日	十八224-3	月13日	
新株予約権の	D数	9,670	個	15, 75	55個	
新株予約権の	の目的となる株式の	普通株式	9,670株	普通株式	15,755株	
種類と数		(新株予約権1個	当たり1株)	(新株予約権1個	国当たり1株)	
新株予約権の	り払込金額	無償	Í	無作	賞	
新株予約権の	の行使に際して出資さ	17.00	200	C 01	о.П	
れる財産の値	<b></b> 面額/株	17, 88	J円	6, 31	0円	
如果又你长	5. /-: /+- ++0 BB	平成21年8月	15目から	平成22年7月1日から		
新株予約権 <i>0</i>	7.打使期间	平成26年8月	15日まで	平成27年7	月1日まで	
新株予約権の	り行使の条件	(注:	1)	(注	2)	
		保有者数	3名	保有者数	3名	
	取締役(社外取締役	保有数	6,700個	保有数	9,950個	
	を除く)	目的である 株式の数	6,700株	目的である 株式の数	9,950株	
		保有者数	3名	保有者数	3名	
役員の	社外取締役	保有数	30個	保有数	30個	
保有状況		目的である 株式の数	30株	目的である 株式の数	30株	
		保有者数	3名	保有者数	3名	
	監査役	保有数	30個	保有数	30個	
		目的である 株式の数	30株	目的である 株式の数	30株	

- (注) 1. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成 21年5月14日及び平成21年5月25日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象 者との間で締結する当社ストックオプション契約に定めるところによります。
  - 2. 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成 22年5月13日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当 社ストックオプション契約に定めるところによります。

発行決議の日		平成23年	6月21日		
新株予約権の数		19,000個			
新株予約権の目的と対	かえ 共士の 種類 し粉	普通株式 19,000株			
利化木丁が増りた日間とん	よる休氏の種類と数	(新株予約権1	個当たり1株)		
新株予約権の払込金額	質	無	償		
新株予約権の行使に関	祭して出資される財産の価額/株	12, 7	40円		
<b>本州スの佐の伝体</b> 期		平成23年7	月15日から		
新株予約権の行使期間	削	平成28年7	月15日まで		
新株予約権の行使の多	条件	(注)			
		保有者数	3名		
	取締役(社外取締役を除く)	保有数	18,930個		
		目的である	18, 930株		
		株式の数			
		保有者数	3名		
   役員の保有状況	社外取締役	保有数	30個		
		目的である	30株		
		株式の数	301%		
		保有者数	4名		
	監査役	保有数	40個		
		目的である	40株		
		株式の数	101/1		

<sup>(</sup>注) 相続、退職後の権利行使の可否、権利喪失事由、その他の権利行使の条件は、平成 23年6月21日取締役会決議に基づき、当社と新株予約権対象者との間で締結する当 社ストックオプション契約に定めるところによります。

# ② 当事業年度中に従業員等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議の日		平成23年 5 月12日			
新株予約権の数		15,000個			
新株予約権の目的と	なる株式の種類と数	普通株式 15,000株 (新株予約権1個当たり1株)			
新株予約権の払込金	額	無償			
新株予約権の行使に 産の価額/株	際して出資される財	10,030円			
新株予約権の行使期	=======================================	平成23年6月10日	から		
利化人,从从框内打开发来	ĦĴ	平成28年6月10日まで			
新株予約権の行使に		6, 907円			
場合における増加す	る資本金 				
		相続、退職後の権利行使の可否			
新株予約権の行使の	条件	その他の権利行使の条件は、平 締役会決議に基づき、当社と新			
		の間で締結する当社ストックオ			
		めるところによります。	)		
		交付を受けた者の数	18名		
	当社従業員	交付した新株予約権の数	10,760個		
従業員等に対する交		目的である株式の数	10,760株		
付状況	W 1 7 A 1 A 7 P	交付を受けた者の数	8名		
	当社子会社の役員	交付した新株予約権の数	4,240個		
	及び従業員	目的である株式の数	4,240株		

# ③ その他新株予約権等の状況

イ. 平成19年12月6日開催の取締役会決議に基づき発行した第1回転換社 債型新株予約権付社債(第三者割当)に付された新株予約権

発行決議の日	平成19年12月6日
〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
社債の総額	金400,000,000円
各社債の金額	金100,000,000円の1種
利率	年利3%
131	なお、複利計算の方法によるものとする。
社債の発行日	平成19年12月21日
償還期日	平成27年12月21日
	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。
	バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・
	ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・
募集方法	ディーティーディー ジャニュアリー4.1996
	(Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt
	Joint Trust DTD 1996/1/4)
	金400,000,000円
[新株予約権の内容]	
社債に付された新株予約権の総数	3,200個
新株予約権の目的となる株式の種類及び	・新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株
数	式とする。
	・新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権 に係る社債の金額の総額を下記に定める転換価額
	に保る任賃の金額の総額を下記に足める転換価額 で除して得られる数とする。
	無償
新株予約権の行使に際して出資される財	・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る
産の内容及びその価額	社債を出資するものとし、当該社債の価額は、そ
是·//1召及0 C // 圖韻	の払込金額と同額とする。
	・転換価額は、当初125,000円(平成21年7月1日
	付の株式分割(1株を5株に分割)に伴う調整に
   新株予約権の行使期間	より25,000円)とする。 平成19年12月21日から平成27年12月20日まで
利化木丁が7性・グ门「文券」同	新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加
	する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めると
新株予約権の行使により株式を発行する	ころに従って算出された資本金等増加限度額に2分
場合における増加する資本金及び資本準	の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数
備金	が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
	増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額よ
	り増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

# ロ. 平成20年5月12日開催の取締役会決議に基づき発行した第2回転換社 債型新株予約権付社債(第三者割当)に付された新株予約権

<ul> <li>発行決議の日</li> <li>(転検社債型新株予約権付社債の内容)</li> <li>社債の総額</li> <li>金400,000,000円の1種</li> <li>年利3%</li> <li>なお、複利計算の方法によるものとする。</li> <li>社債の発行日</li> <li>平成20年5月27日</li> <li>償還期日</li> <li>平成28年5月27日</li> <li>第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ヴォングーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーディーディーディーディーディーディー・ディーティーディー・ディーディーディー・ディーティー・ディーディーディー・ディーティー・ディーディーディー・ディー・ディーディー・ディーディー・ディーディー・ディー・</li></ul>	原王が小小 1 小川田川 1 江原	
登社債の総額	発行決議の日	平成20年5月12日
会社債の金額 金100,000,000円の1種  年利3% なお、複利計算の方法によるものとする。  社債の発行日 平成28年5月27日  第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。 パーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーティー・ジィ・アンド・テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーティー・ジィーンド・ヴィンド・ウスト・ディーティー・ジャニュアリー4、1996 (Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4)金400,000,000円  (新株予約権の目的となる株式の種類及び数 ・新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。・新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 ・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債の金額の総額を下記に定める転換価額で除して得られる数とする。・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。・転機価額は、当初200,000円(平成21年7月1日付の株式分割(1株を5株に分割)に伴う調整により40,000円)とする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、当初200,000円(平成21年7月1日付の株式分割(1株を5株に分割)に伴う調整により40,000円)とする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、と社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本準備金を著せが取りまする。	〔転換社債型新株予約権付社債の内容〕	
利率 年利3% なお、複利計算の方法によるものとする。  社債の発行日 平成28年5月27日	社債の総額	金400,000,000円
社債の発行日	各社債の金額	金100,000,000円の1種
社債の発行日	利泰	年利3%
(	不可 <del>学 </del>	なお、複利計算の方法によるものとする。
第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。 バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ディーティージャニュアリー4.1996 (Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4) 金400,000,000円  [新株予約権の内容]  社債に付された新株予約権の総数	社債の発行日	平成20年5月27日
	償還期日	平成28年5月27日
社債に付された新株予約権の総数	募集方法	バーナード・ヴィ・アンド・テレーザ・エス・ ヴォンダーシュミット・ジョイント・トラスト・ ディーティーディー ジャニュアリー4.1996 (Bernard V. and Theresa S. Vonderschmitt Joint Trust DTD 1996/1/4)
新株予約権の目的となる株式の種類及び ・新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とする。 ・新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を下記に定める転換価額で除して得られる数とする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 ・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ・転換価額は、当初200,000円(平成21年7月1日付の株式分割(1株を5株に分割)に伴う調整により40,000円)とする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合の適別とする。 ・転換価額は、当初200,000円(平成21年7月1日付の株式分割(1株を5株に分割)に伴う調整により40,000円)とする。 本成20年5月27日から平成28年5月26日まで新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。	〔新株予約権の内容〕	
数 式とする。 ・ 新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を下記に定める転換価額で除して得られる数とする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 ・ 新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ・ 転換価額は、当初200,000円(平成21年7月1日付の株式分割(1株を5株に分割)に伴う調整により40,000円)とする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合の値別とする。 ・ 新株予約権の行使により株式を発行する場合の値別を対象の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。	社債に付された新株予約権の総数	2,000個
・新株予約権の目的となる株式の数は、新株予約権に係る社債の金額の総額を下記に定める転換価額で除して得られる数とする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額 ・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。・転換価額は、当初200,000円(平成21年7月1日付の株式分割(1株を5株に分割)に伴う調整により40,000円)とする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合の領加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本金の額は、であるとする。増加する資本金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。	新株予約権の目的となる株式の種類及び	
に係る社債の金額の総額を下記に定める転換価額で除して得られる数とする。 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  ・新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  ・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ・転換価額は、当初200,000円(平成21年7月1日付の株式分割(1株を5株に分割)に伴う調整により40,000円)とする。  新株予約権の行使期間  平成20年5月27日から平成28年5月26日まで新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分場合における増加する資本金の額は、会社計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。	数	
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  ・ 新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ・ 転換価額は、当初200,000円(平成21年7月1日付の株式分割(1株を5株に分割)に伴う調整により40,000円)とする。  新株予約権の行使期間  平成20年5月27日から平成28年5月26日まで新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。		に係る社債の金額の総額を下記に定める転換価額
産の内容及びその価額  社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その払込金額と同額とする。 ・転換価額は、当初200,000円(平成21年7月1日付の株式分割(1株を5株に分割)に伴う調整により40,000円)とする。  新株予約権の行使期間  平成20年5月27日から平成28年5月26日まで  新株予約権の行使により株式を発行する 場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分 が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。	新株予約権の払込金額	無償
の払込金額と同額とする。 ・転換価額は、当初200,000円(平成21年7月1日付の株式分割(1株を5株に分割)に伴う調整により40,000円)とする。  新株予約権の行使期間  平成20年5月27日から平成28年5月26日まで新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本準の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。	新株予約権の行使に際して出資される財	
・転換価額は、当初200,000円(平成21年7月1日 付の株式分割(1株を5株に分割)に伴う調整により40,000円)とする。 新株予約権の行使期間 平成20年5月27日から平成28年5月26日まで 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本準の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。	産の内容及びその価額	
対の株式分割(1株を5株に分割)に伴う調整により40,000円)とする。		
まり40,000円)とする。		
新株予約権の行使期間 平成20年5月27日から平成28年5月26日まで 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に2分切合における増加する資本金及び資本準備金の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。		
新株予約権の行使により株式を発行する 場合における増加する資本金及び資本準 備金 する資本金の額は、会社計算規則第17条に定めると ころに従って算出された資本金等増加限度額に2分 の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数 が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額よ り増加する資本金の額を減じた額とする。	新株予約権の行使期間	
新株予約権の行使により株式を発行する 場合における増加する資本金及び資本準 備金 ころに従って算出された資本金等増加限度額に2分 の1を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数 が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額よ り増加する資本金の額を減じた額とする。		
場合における増加する資本金及び資本準 備金		
備金 が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額よ り増加する資本金の額を減じた額とする。		
増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額よ り増加する資本金の額を減じた額とする。		
り増加する資本金の額を減じた額とする。	加金	
新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできない。		
	新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

## (3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成24年3月31日現在)

会社は	における	地位	氏			名	担当及び重要な兼職状況
	帝 役 è 表取締		111	田	聖	=	
専務(代	务 取 総 表 取 締	新 役 役)	福	田	尚	久	CFO
取	締	役	田	島		淳	丹後通信株式会社 代表取締役社長
取	締	役	ヴォ	ンダー	・エ シュミ ondersch	ット	投資会社ザ・ヴォンダーシュミット・ トラスト オーナー
取	締	役	ドラ		・ ド Doyle)		上智大学名誉教授
取	締	役	塚	田	健	雄	
取	締	役	井	戸	-	朗	
監査	役(常	勤 )	塚	本	四	郎	
監	査	役	坦	П		洋	山口国際会計事務所 代表
監	査	役	中	山	孝	司	
監	査	役	師	田		卓	

- (注) 1. 取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏、ドナル・ドイル氏、塚田健雄氏及 び井戸一朗氏は、社外取締役です。
  - 2. 監査役塚本四郎氏、山口洋氏、中山孝司氏及び師田卓氏は、社外監査役です。
  - 3. 監査役山口洋氏及び師田卓氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知 見を有しています。
    - ・監査役山口洋氏は、公認会計士、米国公認会計士及びカナダ勅許会計士の資格を有 しています。
    - ・監査役師田卓氏は、帝人株式会社にて平成5年6月より平成12年6月まで財務・経 理を含む管理全般担当取締役CFOに在任していました。
  - 4. 当社は、社外取締役及び社外監査役全員を大阪証券取引所が定める規則に基づく独立 役員として指定し、同取引所に届け出ています。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役 当事業年度中に退任した者は以下のとおりです。

氏			名	退	任	日	退	任	事	由	退行及び	壬時の	の地位な兼	左・ 担職のお	旦当 伏況
笠	井	哲	哉	平成	23年6月	21日	辞			任	社	外	監	查	役

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区						分	支	給	人	員	支	給	額
取			締外			役				6名		302	百万円
( う	ち	社	外	取	締	役)				(3名)		(8	百万円)
監			查外			役				5名		19	百万円
( う	ち	社	外	監	查	役)				(5名)		(19	百万円)
合						計				11名		321	百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まれていません。なお、当事業年度において使用人兼務取締役は存在しないため、使用人給与相当額はありません。
  - 2. 取締役の報酬総額は平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額4億 8,000万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額は含まない)と承認されています。なお、ストックオプションによる報酬については、当該報酬総額とは別枠で、平成23年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額8,000万円以内と承認されています。
  - 3. 監査役の報酬総額は平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会において年額7,200万円以内と承認されています。なお、ストックオプションによる報酬については、当該報酬総額とは別枠で、平成23年6月21日開催の第15回定時株主総会において年額100万円以内と承認されています。
  - 4. 支給額には、平成18年6月29日開催の第10回定時株主総会決議に基づくストックオプション、平成19年6月26日開催の第11回定時株主総会決議に基づくストックオプション、平成20年6月24日開催の第12回定時株主総会決議に基づくストックオプション、平成21年6月23日開催の第13回定時株主総会決議に基づくストックオプション、平成22年6月22日開催の第14回定時株主総会決議に基づくストックオプション、平成23年6月21日開催の第15回定時株主総会決議に基づくストックオプションによる以下の報酬額も含まれています。

取締役 6名 66百万円 (うち社外取締役 3名 0百万円)

監査役 5名 0百万円(うち社外監査役 5名 0百万円)

5. 取締役の員数は7名 (うち社外取締役4名) ですが、無支給者が1名いるため支給人 員数と相違しています。

#### ④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他 の法人等との関係
  - ・取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、投資会社ザ・ヴォンダーシュミット・トラストのオーナーを兼務しています。なお、 同社は当社の株主及び新株予約権付社債権者です。
  - ・監査役山口洋氏は、山口国際会計事務所代表を兼務しています。なお、 当社と同事務所との間には特別の関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の 法人等との関係
  - 該当なし
- ハ、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係等
  - ・取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、当社代表取締役 三田聖二の実姉です。
- 二. 当事業年度における主な活動状況
  - a. 取締役会及び監査役会への出席状況

							取締役会(	8 回開催)	監査役会(10回開催)		
							出席回数	出席率	出席回数	出 席 率	
取	締	役		/ ー ザ ンダー			8回	100%	_	_	
取	締	役	ドラ	ナル・	・ドイ	ノル	8回	100%	_	_	
取	締	役	塚	田	健	雄	8回	100%	_	_	
取	締	役	井	戸	_	朗	6 回	75%	_	_	
監	查	役	塚	本	四	郎	6回	100%	6 回	100%	
監	查	役	Щ	П		洋	8回	100%	10回	100%	
監	查	役	中	山	孝	可	8回	100%	10回	100%	
監	查	役	師	田		卓	8回	100%	10回	100%	

(注) 監査役塚本四郎氏は、平成23年6月21日開催の株主総会で選任されましたので、選任後 開催された取締役会(6回)及び監査役会(6回)について記載しています。

- b. 取締役会及び監査役会における発言状況その他の活動状況
  - ・取締役テレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏は、豊富な経営経 験及び投資経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定 の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
  - ・取締役塚田健雄氏は、自動車業界及び移動体通信業界における豊富 な経営経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥 当性・適正性を確保するための助言・提言を行い、活発な議論を行 っています。
  - ・取締役井戸一朗氏は、電気機器業界における豊富な経営経験に基づいた意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っています。
  - ・取締役ドナル・ドイル氏は、学識経験者としての専門的な観点から 意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保す るための助言・提言を行っています。
  - ・監査役塚本四郎氏は、常勤監査役として、会社の日常の業務執行状 況を把握し、適法性・妥当性を確保するために、適宜助言していま す。
  - ・監査役山口洋氏は、公認会計士としての専門的知見を踏まえて会社 の業務執行を監視し、適宜助言しています。
  - ・監査役中山孝司氏及び師田卓氏は、取締役会の決議の適法性、妥当性を確保する観点から質疑を行い、適宜取締役の職務の執行に関して助言しています。
  - ・上記の他、各監査役は、監査役会において、監査結果についての意 見交換、監査に関する重要事項の協議を行っています。

## ホ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

#### 東陽監査法人

#### ② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			24百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財 産上の利益の合計額			24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
  - 当社の子会社である、Communications Security and Compliance Technologies Inc. 及び Computer and Communication Technologies Inc.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

## ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要が あると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲 げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総 会の会議の目的事項とすることとします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的事項とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由をご報告します。

- ④ 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容 該当事項はありません。
- ⑤ 責任限定契約の内容の概要 該当事項はありません。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は 以下のとおりです。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 社外取締役による牽制 取締役会には、経営経験豊富かつ当社と利害関係を有しない社外取締 役が常時在籍する体制をとる。
  - (2) 顧問弁護士による法的監査及び助言 取締役会には、顧問弁護士が出席し、適宜、法的助言を行う体制をと る。
  - (3) 内部監査室による監査体制の整備 内部監査室を代表取締役社長直属の組織として設置し、専任者による 内部監査を実施する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、文書または電磁的媒体(以下「文書等」という)に記録して保存し、文書管理規程にしたがって管理する。
  - (2) 取締役及び監査役は、上記文書等を常時閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 常勤役員会の決議により、当社グループのリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を制定し、取締役会に報告する。
  - (2) 横断的なリスク管理を行うため、リスク管理委員会を設置する。
  - (3) リスク管理規程の運用は、リスク管理委員会がこれにあたり、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、継続的に監視する。
  - (4) 内部監査室は、リスク管理委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 職務権限・意思決定ルールの策定
  - (2) 常勤取締役及び執行役員を構成員とする常勤役員会の設置
  - (3) 取締役会による事業年度ごとの業績目標及び予算の策定

- (4) 各事業部門による月次・四半期業績管理の実施
- (5) 常勤役員会による月次業績のレビュー及び改善策の実施
- (6) 取締役会による四半期業績のレビュー
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体 制
  - (1) 常勤役員会の決議により、法令を遵守する行動規範を定めるコンプライアンス規程を制定し、取締役会に報告する。
  - (2) コンプライアンス規程の運用は、法務部門がこれにあたり、コンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。併せて、法務部門を中心として、使用人に対する教育及び指導を実施する。
  - (3) 内部監査室による監査体制の整備 内部監査室は、法務部門と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監 査する。
- ⑥ 会社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確 保するための体制
  - (1) 当社子会社の業務執行責任者は、原則として当社執行役員とし、当社 常勤役員会の構成員とする体制をとる。
  - (2) 当社の関係会社主管責任者は、企業集団全体における内部統制について横断的に管理するとともに、当社子会社に対する指導及び支援を行う。
  - (3) 当社子会社の業務執行責任者は、関係会社管理規程にしたがい、関係 会社主管責任者と連携し、各社の内部統制を確立し、運用する権限及 び責任を有する。
  - (4) 当社人事総務、財務経理、法務等の担当部門は、主管責任者と連携して、企業集団全体における内部統制の確立を推進する。
  - (5) 企業集団全体における内部統制の構築を支援するため、当社社長室を 中心として、企業集団の間での情報の共有化を図り、指示・要請等の 伝達が的確に行われる体制を構築する。
  - (6) 当社の内部監査室は、当社の企業集団についても内部監査を実施し、 その結果を関係会社主管責任者を通して当社代表取締役社長に報告す る。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における 当該使用人に関する事項

- (1) 監査役会の運営に関する事務は、監査役スタッフがこれにあたる。
- (2) 当面、監査役スタッフ以外の監査役補助使用人を設置しないが、監査 役が必要と認めた場合は、使用人を監査の補助にあたらせることとす る。この場合、監査役はあらかじめ取締役に通知する。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項 使用人の監査補助業務の遂行について、取締役はその独立性について、 自らも認識するとともに関係者に徹底させる。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への 報告に関する体制

監査役が常勤役員会に出席する体制をとることにより、監査に必要かつ適切な情報は、適宜、監査役に報告される。

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 内部監査室及び常勤の取締役は、それぞれ監査役会と定期的に意見交 換を実施することとする。また、監査法人にも必要に応じ監査役会との 意見交換を求めるものとする。
- (6) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

# 連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の	部	(単位:白万円) <b>負債の</b> 部
科目	<u></u> 金 額	科     目     金     額
流 動 資 産	3, 819	流動負債 1,387
現金及び預金	2, 014	
売 掛 金	453	
有 価 証 券	200	短期借入金 360
		リース債務 40
商   品     財   蔵   品	444	未 払 金 100
	9	未払法人税等 9
未収入変文	287	前 受 収 益 256
操延税金資産	315	   通信サービス繰延利益額   47
そ の 他	107	その他 190
貸倒引当金	△13	固定負債   817
固定資産	861	社 債 800
有形固定資産	145	
建物及び附属設備	9	リース債務 8
車両及び運搬具	0	その他 9
工具、器具及び備品	80	負 債 合 計 2,205
移動端末機器	0	純 資 産 の 部
リース資産	54	株 主 資 本 1,975
無形固定資産	650	資 本 金 2,030
商標権	2	   資本剰余金   394
特 許 権	1	利 益 剰 余 金   △447
電話 加入権	1	自 己 株 式 △2
ソフトウェア	607	
ソフトウェア仮勘定	37	その他の包括利益累計額 241
投資その他の資産	64	為替換算調整勘定 241
敷 金 保 証 金	52	新 株 予 約 権 258
そ の 他	12	純 資 産 合 計 2,475
資 産 合 計	4, 680	負債純資産合計 4,680

<sup>(</sup>注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 連結損益計算書

(平成23年4月1日から) 平成24年3月31日まで)

(単位:百万円)

**			(単位:日万円)
科	目	金	額
売 上	高		3, 724
売 上 原	価		2, 109
売 上 約	3 利 3	益	1, 614
通信サービス繰延和	川益 繰 入 額		165
通信サービス繰延和	川益 戻 入 額		297
差引売上	2 総 利 3	益	1, 745
販売費及び一般管	管理費		1, 434
営業	利	益	310
営 業 外 収	益		5
受 取	利	息	1
受 取 画	当 当	金	0
有 価 証	券 利 )	息	0
為替	差	益	3
₹ 0.	) 1	也	0
営 業 外 費	用		44
支 払	利	息	32
持分法によ	る投資損	失	10
<i>ح</i> 0	) 1	也	1
経常	利	益	271
特 別 利	益		462
新株予約	権戻入	益	15
関係会社機	夫 式 売 却	益	446
特 別 損	失		41
固定資産	<b>除却</b>	損	33
事 業 再 棒	集 楽 費 丿	用	8
税 金 等 調 整 前	当期純利	益	692
法人税、住民利	見及び事業 利	锐	4
法 人 税 等	調整	額	△309
少数株主損益調	整前当期純利	益	997
当 期 純	利	益	997

<sup>(</sup>注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から) 平成24年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3, 837	2, 228	△5, 148	△2	916
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	30	30			61
資本金から剰余金への振替	△1,837	1, 837			-
欠 損 填 補		△3, 702	3, 702		-
当 期 純 利 益			997		997
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	△1,807	△1,833	4, 700	_	1, 059
当 期 末 残 高	2, 030	394	△447	$\triangle 2$	1, 975

	その他の包括 利 益 累 計 額		## Lab - 2 AL Life	6+76+4+ A 31	
	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	新株予約権	純資産合計	
当 期 首 残 高	241	241	197	1, 354	
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行				61	
資本金から剰余金への振替				_	
欠 損 填 補				_	
当 期 純 利 益				997	
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	△0	△0	61	61	
連結会計年度中の変動額合計	△0	△0	61	1, 120	
当 期 末 残 高	241	241	258	2, 475	

<sup>(</sup>注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

#### 連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 Computer and Communication Technologies

Inc.

Arxceo Corporation

Communications Security and Compliance

Technologies Inc.

アレクセオ・ジャパン株式会社

丹後通信株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称 丸紅無線通信株式会社

なお、丸紅無線通信株式会社については、会社分割及 び株式の一部譲渡の結果、関連会社となったことから、

当連結会計年度より持分法を適用しています。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項 全ての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

- (4) 会計処理基準に関する事項
  - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - (ア) 有価証券

その他有価証券

時価のないもの 総平均法に基づく原価法

(イ) 棚卸資産

総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価 切下げの方法)

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - (ア) 有形固定資産

(リース資産を除く) 移動端末機器

耐用年数を2年、残存価額をゼロとする定額法

その他の有形固定資産 定率法

(イ) 無形固定資産

(リース資産を除く) 自社利用のソフトウェア

見込有効期間(5年)に基づく定額法

その他の無形固定資産 定額法

#### (ウ) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒 懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して、回収不能見込額を計 上しています。

#### ④ 収益及び費用の計上基準

通信時間付モバイルツールであるbモバイルと機器組込型通信ソリューションの通信電池については、商品売上額を通信端末部分と通信料部分に合理的に区分することが困難なため、通信端末と通信料とを区別することなく一括で出荷時に売上に計上し、この売上高から通信端末の売上原価を控除して計算される売上総利益金額を見積利用期間にわたって計上するために、通信サービス繰延利益額に繰り延べる方法によっています。

⑤ 消費税等の会計処理税抜処理

#### 2. 表示方法の変更

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収入金」及び「繰延税金資産」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

なお、前連結会計年度の「未収入金」は2百万円、「繰延税金資産」5百万円です。

#### 3. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

#### (法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差

異等については38.01%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額は27百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しています。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越 控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産の 金額は77百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しています。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
  - ①担保に供している資産

定期預金 80百万円

②担保に係る債務

短期借入金 160百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

566百万円

#### (3) 偶発債務

訴訟等

平成22年10月12日に当社が整理解雇した社員(当時)3名が解雇無効を主張し、当社に対し、労働契約上の地位確認を請求する訴訟を提起しています。平成24年2月29日の第一審判決では相手方の請求が認容され、当社に対し、1,372千円及び平成22年12月からは判決確定までの期間につき毎月2,058千円を原告らに支払うことが命じられました。これに対し、当社は、平成24年3月7日に原判決の取消を求めて東京高等裁判所に控訴を提起し、整理解雇の有効性を主張し引き続き争っています。本件訴訟の結果によっては、当社に損害が発生する可能はありますが、現時点で偶発債務の総額を合理的に算出することはできません。

- 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記
  - (1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

発行済株式の種類及び総数

普通株式

1,342,825株

## (2) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成14年度新株予約権	普通株式	1,365株
平成15年度新株予約権	普通株式	1,790株
平成16年度新株予約権	普通株式	9,510株
平成17年度新株予約権	普通株式	10,310株
平成19年度新株予約権	普通株式	9,030株
平成20年度新株予約権	普通株式	16,300株
平成21年度新株予約権	普通株式	9,670株
平成22年度新株予約権	普通株式	15,755株
平成23年度新株予約権	普通株式	15,000株
平成23年度新株予約権	普通株式	19,000株
第1回新株予約権付社債	普通株式	16,000株
第2回新株予約権付社債	普通株式	10,000株

#### 6. 金融商品に関する注記

#### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な銀行預金と投資適格格付けのMMFに限定しています。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規定にそってリスク軽減を図っています。 リース債務並びに社債は固定金利であり、金利変動リスクを回避しています。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

	(2) 金融同品の時間寺に関する事項				
			連結貸借対照表計上額	時 価	差額
(1) 現	金及び預	金	2,014百万円	2,014百万円	- 百万円
(2) 売	掛	金	453	453	_
(3) 有信	西証券 その他有価	証券	200	200	_
(4) 未	収 入	金	287	287	_
資	産	計	2, 956	2, 956	_
(5) 買	掛	金	382	382	_
(6) 短	期 借 入	金	360	360	_
(7) リ	ー ス 債	務	48	49	0
(8) 未	払	金	100	100	_
(9) 社		債	800		
未	払 社 債 利	息	102		
			902	926	23
負	債	計	1, 793	1,818	24

#### (注) 金融商品の時価の算定方法

#### (1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

## (2) 売掛金

売掛金は大部分が短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 帳簿価額によっています。

#### (3) 有価証券

有価証券はその他有価証券として保有しているMMFです。有価証券の時価は、取引金融機関から提示された基準価額によっています。

#### (4) 未収入金

未収入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

#### (5) 買掛金、(6) 短期借入金、(8) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

## (7) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

#### (9) 社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

なお、未払社債利息は、連結貸借対照表の流動負債「その他」に含まれています。

### 7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1株当たり当期純利益 1,650円84銭 744円00銭

# 8. その他の注記

事業分離

### (1) 事業分離の概要

- ① 分離先企業の名称丸紅株式会社
- ② 分離した事業の内容 当社の法人直販データ通信サービス
- ③ 事業分離を行った主な理由

当社は、モバイル市場環境の変化に伴い、コンシューマ事業に戦略をシフトし、S I M製品を中心に積極的に事業を展開しています。そのため、法人向け事業については、自社単独ではなく、強力な営業基盤を持つパートナーとの協業によって取り組む方針をとり、今般、丸紅株式会社と、合弁会社を通じて共同でMVNO事業を展開することで合意しました。

④ 事業分離日

平成24年2月1日

⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項 受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

### (2) 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準摘要指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、受取対価が現金等の財産のみである場合の会計処理を行っています。

① 移転損益の金額

関係会社株式売却益

446百万円

② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳 流動資産 30百万円

## ③ 会計処理

譲渡金額と当該関係会社株式の適正な帳簿価額の差額を関係会社株式売却益として 処理しています。

- (3) 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称 日本事業
- (4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額 売上高 454百万円

当社の営業損益について日本事業一体として管理しているため、分離した事業に係る 営業損益の記載をしていません。

# 貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位:百万円)

資 産 の	部	負		) 部
科目	金 額	科	目	金 額
流動資産	3, 742	流動	負 債	1, 362
現金及び預金	1, 977	買	掛金	365
売 掛 金	390	短期	借入金	380
有 価 証 券	200	IJ —	ス債務	40
商品	418	-		98
貯 蔵 品	9			
未 収 入 金	319	未 払	費用	111
前 払 費 用	15	未払法	人税等	9
短 期 貸 付 金	72	預	り 金	29
繰 延 税 金 資 産	310	前 受	収 益	254
そ の 他	79	通信サービ	て繰延利益額	47
貸 倒 引 当 金	△50		の他	26
固定資産	2, 174		負債	808
有形固定資産	137			
建物及び附属設備	9	社	債	800
車両及び運搬具	0	リー	ス債務	8
工具、器具及び備品	72	負 債	合 計	2, 170
移動端末機器	0	純	資 産	の部
リース資産 無形固定資産	54	株主	資 本	3, 488
無形固定資産       商標権	<b>696</b> 2	資 本	金	2, 030
特 許 権	0	資本乗	1 余金	394
電話加入権	1		<b>準</b> 備 金	394
し ソフトウェア	655	- , ,		
ソフトウェア仮勘定	37			1, 064
投資その他の資産	1, 340		引益剰余金	1,064
関係会社株式	1, 161	繰越利	益剰余金	1, 064
敷金保証金	43	自己	株 式	Δ2
長期貸付金	124	新 株 予	約 権	258
そ の 他	10	純 資 産	全合計	3, 746
資 産 合 計	5, 917	負債純貧	資産合計	5, 917

<sup>(</sup>注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 損益計算書

(平成23年4月1日から) 平成24年3月31日まで)

(単位:百万円)

	科		目		金額
売	上		高		3, 449
売	上	原	価		1, 847
売	上	総	利	益	1, 602
通信サ	ービス総	桑延 利益	E 繰入額		165
通信サ	ービス総	桑延 利益	E戻入額		297
差	引 売	上	総利	益	1, 734
販売費	と 及び 一	般管理	里 費		1, 291
営	業		利	益	443
営	業外	収	益		9
営	業 外	費	用		38
経	常	i	利	益	414
特	別	利	益		462
新	株 予	約 権	戻り	益	15
関	係 会	社 株	式 売 🕏	却 益	446
特	別	損	失		118
固	定資	産	除却	損	32
関	係 会	社 株	式 評 化	西 損	50
貸	倒引	当 金	: 繰 2	類	36
税	引 前	当 期	純和	」 益	758
法人	税、住	民税	及び事	業 税	3
法	人 税	等	調整	額	△310
当	期	純	利	益	1, 064

<sup>(</sup>注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 株主資本等変動計算書

(平成23年4月1日から) 平成24年3月31日まで)

(単位・百万円)

							(4	即位:白万円)
			株	主	資	本		
		資 2	本 剰 糸	- 金	利益乗	割余金		
	資本金	次十半件△	その他	資本剰余金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	繰越利益 剰 余 金	合 計		
当期首残高	3, 837	2, 228	_	2, 228	△3, 702	△3, 702	△2	2, 362
事業年度中の変動額								
新株の発行	30	30		30				61
資本金から剰余金 へ の 振 替	△1,837		1, 837	1,837				_
準備金から剰余金 へ の 振 替		△1,864	1, 864	_				_
欠 損 填 補			△3, 702	△3, 702	3, 702	3, 702		_
当期純利益					1,064	1,064		1,064
株主資本以外の 項目の事業年度中の変 動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	△1,807	△1,833	_	△1,833	4, 767	4, 767	_	1, 125
当期末残高	2, 030	394	_	394	1,064	1,064	$\triangle 2$	3, 488

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	197	2, 559
事業年度中の変動額		
新株の発行		61
資本金から剰余金 へ の 振 替		_
準備金から剰余金 へ の 振 替		_
欠 損 填 補		_
当期純利益		1,064
株主資本以外の 項目の事業年度中の変 動額(純額)	61	61
事業年度中の変動額合計	61	1, 187
当期末残高	258	3, 746

<sup>(</sup>注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

### 個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - (1) 資産の評価基準及び評価方法
    - ① 有価証券
      - (ア) 子会社株式及び関連会社株式 総平均法に基づく原価法
      - (イ) その他有価証券

時価のないもの

総平均法に基づく原価法

② 棚卸資産

総平均法に基づく原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切下げの方法)

- (2) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

移動端末機器

耐用年数を2年、残存価額をゼロとする定額法

その他の有形固定資産

定率法

② 無形固定資産

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェア

見込有効期間 (5年) に基づく定額法

その他の無形固定資産

定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸 念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上して います。

(4) 収益及び費用の計上基準

通信時間付モバイルツールであるbモバイルと機器組込型通信ソリューションの通信電池については、商品売上額を通信端末部分と通信料部分に合理的に区分することが困難なため、通信端末と通信料とを区別することなく一括で出荷時に売上に計上し、この売上高から通信端末の売上原価を控除して計算される売上総利益金額を見積利用期間にわたって計上するために、通信サービス繰延利益額に繰り延べる方法によっています。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜処理

### 2. 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しています。

### (法人税率の変更等による影響)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.69%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については38.01%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については35.64%となります。この税率変更により、繰延税金資産の金額は27百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しています。

また、欠損金の繰越控除制度が平成24年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額が控除限度額とされることに伴い、繰延税金資産の金額は77百万円減少し、法人税等調整額は同額増加しています。

#### 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

定期預金 80百万円

②担保に係る債務

短期借入金 160百万円

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 413百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権169百万円長期金銭債権124百万円短期金銭債務33百万円

### (4) 偶発債務

訴訟等

平成22年10月12日に当社が整理解雇した社員(当時)3名が解雇無効を主張し、当社に対し、労働契約上の地位確認を請求する訴訟を提起しています。平成24年2月29日の第一審判決では相手方の請求が認容され、当社に対し、1,372千円及び平成22年12月からは判決確定までの期間につき毎月2,058千円を原告らに支払うことが命じられました。これに対し、当社は、平成24年3月7日に原判決の取消を求めて東京高等裁判所に控訴を提起し、整理解雇の有効性を主張し引き続き争っています。本件訴訟の結果によっては、当社に損害が発生する可能はありますが、現時点で偶発債務の総額を合理的に算出することはできません。

(5) 取締役との間の取引による取締役に対する金銭債権

短期貸付金 10百万円

#### 4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

 売上高
 70百万円

 営業費用
 64百万円

 営業取引以外の取引高
 69百万円

(2) 貸倒引当金繰入額

連結子会社である丹後通信株式会社を清算することに伴い、将来当社が負担することが見込まれる損失額を計上しています。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 150株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰越欠損金	997百万円
関係会社株式評価損	417百万円
前受収益	96百万円
通信サービス繰延利益額	18百万円
新株予約権	83百万円
貸倒引当金	5百万円
その他	29百万円
繰延税金資産小計	1,647百万円
評価性引当額	△1,337百万円

繰延税金資産合計 310百万円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、ネットワーク機器等についてはリース契約により 使用しているものがあります。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

(単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
役員及	バーナード・ヴ	被所有	新株予約権付	新株予約	_	社 債	800
びその	ィ・アンド・テ	直接	社債権者	権付社債		(注2)	
近親者	レーザ・エス・	8.1%		の割当		(注3)	
が議決	ヴォンダーシュ		役員の兼任	利息の支	26	未払費用	102
権の過	ミット・ジョイ		1名	払			
半数を	ント・トラス			(注2)			
所有し	ト・ディーティ			(注3)			
ている	ーディー ジャ						
会社	ニュアリー4.						
(当該	1996						
会社の	(Bernard V.						
子会社	and Theresa S.						
を含	Vonderschmitt						
む)	Joint Trust						
	DTD 1996/1/4)						
	(注1)						

- (注 1) 当社の社外取締役であるテレーザ・エス・ヴォンダーシュミット氏が保有するジョイント・トラストです。
- (注2)社債発行条件は市場金利を勘案して決定しており、担保は提供していません。当初、償還期限平成22年12月21日(平成22年9月27日付の変更契約により平成27年12月21日)、期日一括返済、当初転換価額125,000円(平成21年7月1日付の株式分割(1株を5株に分割)に伴う調整により25,000円)の新株予約権付社債です。
- (注3)社債発行条件は市場金利を勘案して決定しており、担保は提供していません。当初、償還期限平成23年5月27日(平成22年9月27日付の変更契約により平成28年5月27日)、期日一括返済、当初転換価額200,000円(平成21年7月1日付の株式分割(1株を5株に分割)に伴う調整により40,000円)の新株予約権付社債です。

(2) 子会社等 (単位:百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科		目	期末残高
子会社	Computer and	所有直接	技術及びサ	ソフトウェ	65	未	払	金	9
	Communication	100%	ービスの開	アの購入					
	Technologies	, .	発委託並び	システム運	64				
	Inc.			営費他					
			ビスの一部						
			の運用委託						
			役員の兼任						
			2名						
子会社	Communications	所有直接	データ通信	増資の引受	1,054				
	Security and	100%	サービスに	(注2)					
	Compliance		関する提携	資金の貸付	38	短其	月貸付	寸金	59
	Technologies			利息の受取	0	未」	仅 入	、金	0
	Inc.		役員の兼任	ソフトウェ	3	長其	用貸付	寸金	116
			1名	アの共同利					
				用					
関連会社	丸紅無線通信	所有直接	データ通信	商品の販売	59	売	掛	金	62
	株式会社		サービスに	及び役務の					
			関する提携	提供					
			役員の兼任						
			2名						
			1 / L						

## (注1) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引価格は市場価格を参考に決定しています。

(注2) 平成23年4月1日に当該子会社に対する貸付金を株式に転換しました。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

2,597円84銭

1株当たり当期純利益

793円84銭

## 10. その他の注記

「連結注記表 8.その他の注記 (事業分離)」に記載していますので、省略しています。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

平成24年5月15日

日本通信株式会社 取締役会 御中

東陽監査法人

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本通信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚 偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本通信株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

平成24年5月15日

日本通信株式会社 取締役会 御中

東陽監査法人

業務執行社員

指定社員 公認会計士 井 上 司 印 指 定 社 員 公認会計士 神 保 正 人 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本通信株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経 営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産 及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書

# 監査報告書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第16期事業年度の取締役の 職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を 作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果 について報告及び説明を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況に ついて報告及び説明を受けました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部 門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるととも に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告 及び説明を受け、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。 子会社についても、事業の報告及び説明を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視 及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告及び説明を受け ました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」 を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知及び説明を受けました。 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資 本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照 表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしま した。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な 事実は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 平成24年5月16日

日本通信株式会社 監査役会

 監査役(常勤)
 塚
 本
 四
 郎
 卵

 監
 査
 役
 山
 口
 洋
 卵

 監
 査
 役
 中
 山
 孝
 司
 卵

 監
 査
 役
 師
 田
 卓
 卵

(注)上記監査役は全員、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

# 議 案 取締役3名選任の件

現任取締役のうち、福田尚久、田島淳及び井戸一朗の3氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、そのうち福田尚久氏及び井戸一朗氏を再任し、また、現任上席執行役員である片山美紀氏を新たに取締役とするため、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりです。

候補者 番号	大 氏 名 (生年月日)	略歴及	び重要な兼職の状況並びに 役であるときの地位及び担当	所有する当社 の株式の数
1	ふく だ なおひさ 福 田 尚 久 (昭和37年7月21日生)	昭和57年11月 昭和60年7月 昭和61年3月 平成4年6月 平成4年7月 平成5年9月 平成11年12月 平成13年6月 平成16年7月 平成16年7月 平成18年6月 平成22年3月	前橋ランゲージアカデミー入社 (株) 大学 大学経営大学院 (M BA) 修了 アンダーセンコンサルティング (現 アクセンチュア) 入社 アップルコンピュータ (現 アップル日本法人) 入社 同社 事業推進本部長 同社 マーケティング本部長 アップルンピュー 別社 アップルコンピュータ (現 アップル日本法人) 入社 同社 事業推進本部長 同社 マーケティング本部長 アップルンピュー 別社長就任 当社 上席執行役員就任 当社 上席執行役員就任 当社 大野政統役就任 当社 代表取締役就任 当社 代表取締役就任 当社 代表取締役就任 当社 代表取締役可務就任(現任)	560株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況並びに 当社取締役であるときの地位及び担当	所有する当社 の株式の数
2	かたやま み き 片 山 美 紀 (昭和39年6月17日生)	昭和62年3月 聖心女子大学 文学部哲学科卒業 昭和62年4月 上智大学 文学部仏文学科事務室 入職 平成4年3月 国立東京第二病院(現国立病院機構東京医療センター)附属看護学校卒業 平成4年4月 聖路加国際病院 人間ドック病棟看護師 平成8年4月 エル・ティ・エス(株)入社平成12年2月 当社転籍 社長室長平成19年8月 当社 オフィスオブCEO 人事・アドミニストレーション ディレクター 平成20年1月 当社 オフィスオブCEO 人事・アドミニストレーション アシスタントバイスプレジデント就任 平成21年3月 ミシガン大学ロススクールオブビジネス ヒューマンリソース上級幹部教育プログラム 修了平成21年3月 当社 執行役員就任 (現任)	1, 135株
3	い ど いちろう 井 戸 一 朗 (昭和7年7月1日生)	昭和32年3月 早稲田大学 理工学部卒業 昭和32年4月 山武ハネウェル㈱ (現 アズビル㈱) 入社 昭和55年12月 同社 取締役就任 昭和59年12月 同社 常務取締役就任 昭和61年12月 同社 収締役副社長就任 昭和62年12月 同社 代表取締役社長就任 平成10年6月 同社 代表取締役会長就任 平成14年7月 同社 相談役就任 平成15年6月 当社 監査役就任 平成18年6月 当社 取締役就任 (現任)	一株

- 注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 井戸一朗氏は、社外取締役の候補者です。
  - 3. 井戸一朗氏は、企業の経営に長年携わっており、その豊富な経営経験から、引き続き当社の社外取締役として適任であると判断いたします。
  - 4. 井戸一朗氏は、現在、当社の社外取締役ですが、社外取締役としての在任期間は本株主総会の終結の時をもって6年となります。

- 5. 当社と社外取締役候補者井戸一朗氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、 同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約 に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としています。 同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。
- 6. 当社は、井戸一朗氏を大阪証券取引所が定める規則に基づく独立役員として指定し、 同取引所に届け出ています。同氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を 独立役員として届け出る予定です。

以上

# 株主総会会場ご案内略図

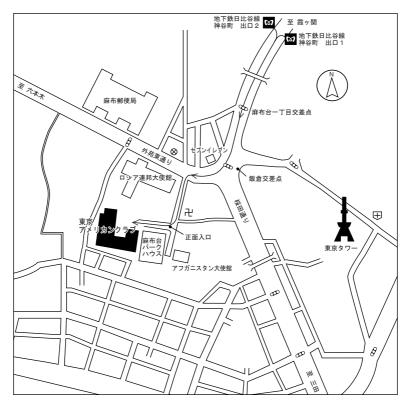
会場 東京都港区麻布台二丁目1番2号

東京アメリカンクラブ

ルーム名: Manhattan 3 (マンハッタン3)

電話番号 (03)-4588-0381

\*会場が昨年までと異なりますので、ご注意ください。



会場最寄駅 地下鉄 東京メトロ日比谷線 神谷町駅下車 1番出口または2番出口より徒歩10~15分 (飯倉交差点までは上り坂です)

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。